# News Release

# 第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町 1-13-1
The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited
13-1, Yurakucho 1-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-8411, Japan
www.dai-ichi-life.co.jp



2013年12月17日

想いの定期便

『一生涯のパートナー With Youプロジェクト』

# 生命保険信託『想いの定期便』を共同開発

~大切な方に届けたい想い。その大切な想いを届けるために~

第一生命保険株式会社(社長:渡邉 光一郎)と、みずほ信託銀行株式会社(社長:中野 武夫)は、「生命保険契約に基づく死亡保険金請求権」を信託財産とするオーダーメイドの生命保険信託『想いの定期便』を、この度共同開発しました。

第一生命では、国内成長戦略として「一生涯のパートナー With You プロジェクト」に取り組み、本業の生命保険を通じた【確かな安心】とともに、第一生命らしい【充実した健康サポート】を、生涯設計デザイナーをはじめとする高い専門性をもつ全従業員の「強固なチームワーク」で、お客さまお一人おひとりにご提供していきます。

今回共同開発した『想いの定期便』は、「一生涯のパートナー With You プロジェクト」の取組みのひとつとなります。

第一生命は、これまでも、生命保険をご提供させていただくことにより、お客さまに万が一のことが起こった場合、 確実に保険金をお支払いすることで、大切な方の安定した生活のお役に立ってきました。

一方、社会環境の変化等もあり、認知症や一人暮らしの高齢者、ひとり親世帯の増加等、保険金受取人の財産管理に不安があるケースが増加してきました。今回、第一生命とみずほ信託銀行が共同開発した『想いの定期便』は、このようなケースに対しても、信託商品の財産管理機能を生命保険に効果的に組み合わせることにより、お支払いした死亡保険金をみずほ信託銀行が管理し、委託者(=保険契約者)の意思に基づく柔軟な方法でご遺族等にお渡ししていくことで、大切な方への想いを確実にお届けするとともに、生命保険の保障機能を確かな安心としてご提供させていただき、ご遺族等の安定した生活にお役に立てるものと考えています。

今回の生命保険信託は、保険契約者が生前に信託銀行と信託契約を締結することにより、死亡保険金の使い 途を生前にオーダーメイドで設計できることから、大切な方への想いをより忠実に、定期的なかたちでお届けできる ところが最大の魅力となります。

本商品の詳細につきましては、別添資料をご覧ください。

なお、本商品は、第一生命のお客さまを対象とし、1月より取扱開始を予定しています。

両社は、今後も、お客さまの一層の利便性向上のために、お役に立つサービスを提供していきます。

以上

# 添付資料

# 「想いの定期便(生命保険信託)」の仕組みと活用事例

「想いの定期便(生命保険信託)」は、第一生命保険株式会社の保険契約者(委託者)とみずほ信託銀行が信託 契約を締結することにより、死亡保険金請求権を信託財産として受入れ、その後保険契約者がお亡くなりになった 場合、死亡保険金を第一生命保険株式会社よりみずほ信託銀行が受け取り、合同運用指定金銭信託(一般口)に て管理・運用し、生前の信託約定に基づき、保険契約者の家族や親族など(受益者)に分割交付する商品です。 第一生命は、みずほ信託銀行の信託契約代理店として媒介を行う予定です。

# どのような [想い]で

#### 例 1

万が一の時、障がいを 持っている子どもが不自由なく 生活していけるか心配。



### どのように「活用」されているか

子どもの世話をお願いする家族が、お金を 管理しやすいように、生活費相当額を 子どもの口座に毎月振り込み。



#### 例 2

離婚により離れて暮らす子どもに 万が一の時にのこすお金は、 子どもの教育のために 使って欲しい。



子どもの親権者が、子どもの教育のためのお金を 管理しやすいように、教育費相当額を 子どもの口座に毎月振り込み。



#### 例 3

夫婦二人で暮らしているが、 白分亡き後、 認知症の配偶者の生活が心配。



配偶者の世話をお願いする家族が、 お金の管理をしやすいように、生活費 相当額を配偶者の口座に毎月振り込み。



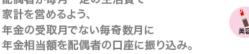


## 例 4

お金の管理はわたしがしているが、 自分亡き後、配偶者がきちんと 管理していけるか心配。



配偶者が毎月一定の生活費で 家計を営めるよう、 年金の受取月でない毎奇数月に









財産をのこす配偶者・子どもはおらず、 両親もすでに他界。

万が一の時、財産の使われ方は 自分で決めておきたい。



応援している慈善団体の活動を、 分割で寄付することで、末永く支援したい。



